

令和4年度採用試験問題

【民法】

Xは、令和4年5月1日に開催予定の1万人規模の野外音楽イベント（以下「本件イベント」という。）に参加したいと思い、これを主催するイベント企画会社Yのウェブサイトで、本件イベントのチケットを購入し、その代金1万円を支払った。その際、Xは、画面上に「チケット販売規約」へのリンクが表示されていることを気にも留めないまま、「チケット販売規約に同意する」のチェック欄にチェックを入れた上で、チケットの購入に進んでいた。

Xは、本件イベントを心待ちにしていたが、折しも、令和3年の年末から、感染力の非常に強い新型感染症が全国的に大流行するに至り、令和4年2月には、大規模イベントの中止を指示することができる新法が制定、施行された（なお、中止指示の違反について、特段の罰則は定められていなかった。）。同年4月1日、政府は、この新法に基づき、Yに対し、本件イベントの中止を指示した。翌2日、Yは、当該指示に従い、やむなく本件イベントの中止を決定した。

以上の事実を前提として、次の問1に答えなさい。

〔問1〕

Xは、Yに対し、本件イベントのチケット代金の払戻しを求めることができるか。チケット販売規約に①何ら払戻しに関する規定がなかった場合と、②「不可抗力によるイベント中止の場合には、チケット代金の払戻しは行わない」との規定があった場合とに分けて、答えなさい。なお、複数の法律構成が考えられる場合は、それぞれについて検討しなさい。（ただし、消費者契約法については検討しなくてよい。）

上記の事実に加え、以下の事実があった。

Yは、本件イベントの準備段階において、本件イベントの参加者に配布するためのオリジナルデザインのピンバッジ（以下「本件ピンバッジ」という。）の製作・供給を業者Zに発注していた。その契約では、Zが自己の材料を用いて本件ピンバッジ1万個を製作した上で、これを令和4年4月10日にZの自社倉庫で引き渡すこと、同月20日にYがZに代金300万円を支払うことなどが合意されていた。

Zは、契約どおり、本件ピンバッジ1万個を製作した上で、同月10日、自社倉庫でこれを引き渡せるように準備をして待っていたが、Yは引き取りに来なかった。ZがYに連絡して引取りを求めたところ、Yは、「イベント中止により本件ピンバッジも不要になった。不可抗力であるから引き取る必要はないし、代金も支払えない」と主張し、取り合わなかった。

以上の事実を前提として、次の問2に答えなさい。

[問2]

同月15日の時点で、Zは、Yとの契約を解除し、Yに対して損害賠償を請求することができるか。